

**令和8年度 津久井湖観光センター再整備事業に係る
アドバイザー業務委託
公募型プロポーザル 募集要項**

1 目的

令和7年4月に神奈川県から移譲を受けた津久井湖観光センターについては、12月に「津久井湖観光センターの再整備について」により本市としての再整備の方針を定めた。

本業務は、再整備の方針に基づき津久井湖観光センター再整備事業を、民間活力を導入して実施し、財政負担の軽減と民間ノウハウの導入を実現するために、民間業者の経験や専門的な見地・技術を活かして円滑に事業者選定及び契約締結を行うために、事業者募集要項作成や契約書の作成など締結支援等の業務を委託するものである。

2 公募概要

(1) 業務名

津久井湖観光センター再整備事業に係るアドバイザー業務委託

(2) 業務内容

別添業務仕様書のとおり

(3) 業務履行期間

契約締結の日から令和8年10月30日まで

(4) 業者選定方法

公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）

(5) 参考金額

19,800,000円（消費税及び地方消費税を含む。）以内とする。

3 参加資格

(1) 提案者の資格

本プロポーザルに参加する提案者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- ①相模原市競争入札参加資格を有すること。
- ②地方自治法施行令第167条の4第1項（一般競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者）に該当しないこと（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）。
- ③相模原市競争入札参加資格者指名停止等措置要綱（相模原市ホームページ参照）による指名停止を受けていないこと。
- ④暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団（暴力団関連企業を含む。）、暴力団員その他これらに準ずるもの等に該当しないこと。
- ⑤無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第8条の処分を受けている団体及びその代表者、主催者又はその他の構成員でないこと。

- ⑥いかなる名義をもってするかを問わず、②から⑤までに掲げるものから委託を受けていない者であること。
- ⑦会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- ⑧民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- ⑨過去5年間に以下の業務を実施した経歴を有していること（履行中の業務を含む）。
- ア 公有地を活用した開発事業に係るアドバイザー業務3件以上
 - イ 複数年の施設の賃貸借契約に係るアドバイザー業務3件以上

4 スケジュール

- (1) 公募開始
令和8年2月26日（木）
- (2) プロポーザルに関する質問書受付期間
令和8年2月26日（木）から3月4日（水）午後5時まで
- (3) 質問書に対する回答
令和8年3月6日（金）
- (4) 企画提案書類の提出締切
令和8年3月19日（木）午後5時まで
- (5) プレゼンテーションの実施
令和8年3月26日（木）午前
- (6) 審査
令和8年3月下旬
- (7) 結果通知
令和8年4月上旬

5 参加手続き等

- (1) 質問書の受付及び回答
「質問書」（様式1）に要旨を簡潔にまとめ、「11問い合わせ先」に示すEメール宛てに、電子メールにて送信すること。電話での質問は認めない。また、回答は市ホームページに掲載する。なお、質問に対する回答は、本募集要項を補足・修正するものとして取り扱う。
- (2) 提案書類の提出
「企画提案書」（様式2）を作成し1部提出すること。
提案書類は「6 提案書類の作成要領」に示す（1）業務実績等、（2）技術提案書、
- (3) 参考見積書、およびこれらの電子データとする。提出部数は以下の通り。
 - ・（1）業務実績等および（2）技術提案書：正1部、副6部
 - ・（3）参考見積書：1部
 - ・電子データ：CD-R1枚

提案書類は、持参または郵送により、「11問い合わせ先」に示す担当課に提出すること。提出は、午前9時から午後5時まで（土曜日及び日曜日を除く。）とする。郵送の場合は、締切日時必着とする。

6 提案書類の作成要領

(1) 業務実績等

①会社の業務実績

様式3に企業の概要を記載すること。

様式4に3(1)⑨に示す業務実績を記載すること。また業務実績を証明する書類（契約書の写し等）を添付すること。（ア、イ双方を満たす契約については証明する書類を兼ねることができる。）

②予定技術者の経歴等

様式5に配置予定の管理技術者、担当技術者について、経歴及び業務実績を記載すること。配置予定技術者1名につき1枚を作成する。業務実績は過去5年間の実績とし、以下に示す業務についてを記載すること（履行中の業務を含む）。また、業務実績を証明する書類（契約書の写し等）を添付すること。

ア 公有地を活用した開発事業に係るアドバイザー業務

③リーガルチェックを行う弁護士の経歴等

様式5にリーガルチェックを行う弁護士（見込を含む）について、経歴及び業務実績を記載すること。配置予定弁護士1名につき1枚を作成する。業務実績は過去5年間の実績と、以下に示す業務についてを記載すること（履行中の業務を含む）。

イ 複数年の施設の賃貸借契約に係るアドバイザー業務

(2) 技術提案書

①実施方針

本業務に関する実施方針と実施体制を提案すること。最大2ページとする。

②事業特性を踏まえた支援について

定期借地権方式により観光拠点整備を行う本事業の特性を踏まえ、具体的な支援方法について提案すること。最大3ページとする。（本事業の特性、業務遂行にあたっての留意点、具体的な支援策、行程計画等について具体的に記述すること。）

(3) 参考見積書

参考見積書を提出すること。様式は指定しない。

(4) 様式及び留意点

(1) (2)の様式は原則全てA4版縦とする。参考見積書を除く技術提案書には提案者の社名は記載しないこと。

7 プレゼンテーションの実施

(1) 日時・場所

日時：令和8年3月26日（木）午前

場所：相模原市役所本館

※順番・時間については、企画提案書提出後、個別に通知する。

(2) 留意事項

- ①15 分以内のプレゼンテーションを実施した後、15 分程度の質疑応答を行う。
- ②入室は主任技術者を含め最大3 名までとする。
- ③説明は提出した企画提案書のみにより行い、説明支援機器等の使用は認めない。
業務実績、技術提案書を中心に説明すること。

8 審査

令和8年4月1日以降に提示する。

9 失格条項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 企画提案書類等に記載すべき事項に不備があるもの
- (2) 企画提案書類等に虚偽、違法行為等の内容が記載されているもの
- (3) 企画提案書の提出やプレゼンテーションに遅延した場合、この文書に記載した諸条件に違反した場合、その他、公正な選考に支障をきたすと認められる行為等、委託候補者としてふさわしくない行為があったと認められる場合

10 その他の留意事項

- (1) 提出された企画提案書類等は、返却しない。
- (2) 提出された企画提案書類等は、本プロポーザルの目的以外には使用できないものとする。
- (3) 企画提案書類の作成及び提出に要する費用は、提案事業者の負担とする。

11 問い合わせ先

- ・相模原市市長公室政策部観光政策課
- ・住所：相模原市中央区中央2-11-15
- ・TEL：042-769-8236
- ・FAX：042-753-7831
- ・Eメール：kankou@city.sagamihara.kanagawa.jp

以上